[事案 2022-193] 満期保険金支払等請求

· 令和5年3月6日 裁定終了

<事案の概要>

満期保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和47年4月に契約した定期保険特約付養老保険を、昭和53年11月に定期保険特約付養 老保険に転換し、昭和57年6月に定期保険特約付養老保険に転換して、平成4年7月に満期 保険金200万円が支払われた。しかし、満期保険金は450万円であるので、差額を支払って欲 しい(請求①)。また、昭和53年12月に子供保険を契約したものの、昭和55年6月に解約さ れているが、契約の継続を確認してほしい(請求②)。さらに、昭和60年1月に養老保険を契 約したが、昭和62年3月に養老保険に転換されているので、転換は無効であることを確認し てほしい(請求③)。

請求①②③の理由は、以下のとおり。

- (1)請求①について、契約締結時に満期保険金が450万円と記載された設計書の交付を受け、その旨の説明を受けた上で申し込んだ。
- (2)請求②について、自分は解約手続を行っていない。
- (3)請求③について、申込書の筆跡・印影は自分のものではない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)請求①について、当社は申立人に対し、満期保険金が200万円である旨を記載した設計書を交付して説明し、昭和57年6月に申立人は満期保険金が200万円である旨が記載された申込書に署名・捺印した。
- (2)請求②について、昭和55年6月に申立人は解約手続を行っており、当社は申立人に対し解約返戻金を支払い、これを申立人は受領した。
- (3)請求③について、申込書の筆跡および印影は、他の契約の申込書の印影と同一である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立ての内容等や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求はいずれも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の 個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。